

令和7（2025）年度

教育委員会の点検・評価報告書

【令和7年度事業】

令和8年3月

片品村教育委員会

平成20年4月から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）の一部が施行され、各教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

片品村教育委員会では、法第26条の規定に基づき、毎年度末に当該年度事業の点検・評価を行い、議会に提出し公表しております。

本報告書は、令和7年度事業の点検・評価を行ったものです。

ご一読いただき教育委員会の取組についてご意見等をお寄せください。今後とも、村民の皆様の生涯にわたって学び続ける教育環境の整備・充実を図るとともに、子どもたちの「生きる力」を育む教育の推進に努力してまいります。

令和8年3月

片品村教育委員会

教育長	萩原 明富
教育長職務代理者	大竹 光一
委員	星野 幸一
委員	永井 清香
委員	横坂エツ子

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第26条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務、その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

## 1 はじめに

平成18年12月、教育基本法が制定以来約60年ぶりに全面改正され、さらに学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の教育三法が改正されるなど、教育委員会を取り巻く環境は大きく変化しています。

とりわけ、地方の教育行政推進に責任を持つ教育委員会のあり方が問われている中、本村では変化する社会に対応し、教育改革の動向を踏まえ、村民の参画と協働を積極的に推進し、村民の信頼を高め、開かれた教育行政の推進と教育関係者の資質向上に努めているところです。

この報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規程に基づき、令和7年度事業の教育委員会活動を振り返るとともに、教育委員会が示す「令和7年度片品村教育行政方針」の具体的な推進施策について、教育委員会自らが事務の進捗状況等について点検・評価を実施、作成したものです。

## 2 教育委員会議の開催と審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条に定める職務について、同法第25条及び「教育長に対する事務委任規則」の規定に基づき、令和7年度は合計で15件について審議しました。

議案 番号	件 名	議決日
議案 第1号	片品村学校運営協議会規則の一部を改正する規則について	令和7年4月1日
議案 第2号	令和7年度片品村学校運営協議会委員の任命について	令和7年4月1日

議案 第 3 号	令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒 の認定について	令和 7 年 6 月 30 日
議案 第 4 号	令和 8 年度使用教科用図書 の採択について	令和 7 年 6 月 30 日
議案 第 5 号	令和 7 年度末利根沼田地区教職員人事に 関する基本方針について	令和 7 年 9 月 26 日
議案 第 6 号	利根・沼田地区年度末人事（山平交流） 申合せ書について	令和 7 年 9 月 26 日
議案 第 7 号	令和 7 年度要保護及び準要保護児童生徒 の認定について	令和 7 年 10 月 14 日
議案 第 8 号	片品村社会体育施設附属設備及び備品消 耗品等使用料規則について	令和 7 年 12 月 18 日
議案 第 9 号	第 2 次片品村教育振興基本計画（後期） 策定について	令和 7 年 12 月 18 日
議案 第 10 号	片品村立学校家庭での学び体験発見の日 学校休暇制度施行規則の策定について	令和 8 年 2 月 17 日
議案 第 11 号	片品村立学校の教育職員の業務量の適切 な管理等に関する規則の一部を改正する 規則について	令和 8 年 3 月 13 日
議案 第 12 号	片品村立学校の教育職員に関する業務量 管理・健康確保措置実施計画の策定につ いて	令和 8 年 3 月 13 日
議案 第 13 号	令和 8 年度片品村教育行政方針の設定に ついて	令和 8 年 3 月 13 日
議案 第 14 号	令和 7 年度教育委員会の点検・評価につ いて	令和 8 年 3 月 13 日

議案 第 15 号	県費負担教職員人事の内申について	令和 8 年 3 月 13 日
--------------	------------------	-----------------

### 3 教育委員会協議会の開催状況

教育委員会協議会を合計で 8 回開催し、片品村立学校のあり方や教育行政の運営等について協議を行いました。

第 1 回	令和 7 年 4 月 1 日
第 2 回	令和 7 年 6 月 30 日
第 3 回	令和 7 年 9 月 26 日
第 4 回	令和 7 年 10 月 14 日
第 5 回	令和 7 年 12 月 18 日
第 6 回	令和 8 年 1 月 22 日
第 7 回	令和 8 年 2 月 17 日
第 8 回	令和 8 年 3 月 13 日

### 4 教育委員会に関わるその他の活動

次の事業について後援申請を受付けました。

年 月 日	事 業 名
令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	令和 7 年度文化会館自主文化事業
令和 7 年 6 月 14、15 日	第 5 回 HOTAKASKYRUN
令和 7 年 7 月 6 日	第 31 回「宝いかし in 片品ふれあいバザール」
令和 7 年 7 月 5、6 日	第 11 回 OZEIWAKURA SKY BALLEY

令和7年8月17日	『夢見る校長先生』利根沼田上映会
令和7年9月1日～ 令和8年1月31日	ぐんままるごと健康チャレンジ2025
令和7年9月7日	第7回丸沼高原日光白根アセント
令和7年9月18日	令和7年度尾瀬地区中高一貫事業 サムライ・ロック・オーケストラ特別講演会
令和7年10月26日	第3回尾瀬戸倉尾瀬国立公園マウンテンマラソン
令和7年11月16日	第63回群馬県母親大会 in 利根沼田
令和8年1月12～14日 令和8年2月中旬	令和7年度群馬県中学校 総合体育大会（スキー アルペン） 同 新人大会（スキー クロスカントリー）
令和8年2月7日	第5回かたしな高原スノーランニング
令和8年2月8日	第1回 OZEIWAKURA SKIMO
令和8年2月15日	令和7年度群馬県民スポーツ大会冬季大会 兼 第82回群馬県都市親善スキー競技大会
令和8年2月23日	第1回 HOTAKA SUMMIT CHALLENGE
令和8年2月26日～ 3月1日	第33回スノボテクニカル選手権大会
令和8年7月4、5日 7月11、12日	田舎芝居わら座 第18回公演 「紺周郎ものがたり」

### 1. 「安心・安全に学べる環境」をつくる

#### (1) 心穏やかに学べる環境をつくる

##### ① 幼保・小・中の一貫性のある教育を実現する

- ・片品村教育支援委員会、保育所・小学校支援部会では、「支援チーム」を中心とした「支援会議」を実施し、村内の保育所と片品小学校が子どもたちの情報を共有しながら必要な支援を探ることで、すべての子どもたちの保育所から小学校への移行をスムーズにし、特別なニーズのある子どもについても、適切な支援を早期から実施できるようにしています。
- ・小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒が、年に3回行っている交流会を通して、集団行動や公衆道徳を学ぶことができました。また、村内に在住する特別支援学校の児童が、年に2回片品小学校を訪問し、同じ学年の児童とふれあう活動を実施しました。リズム遊びやバルーンを使った遊びをみんなで楽しむことを通して、お互いへの理解を深めることができました。
- ・英語の学習について、ALT（外国語指導助手）を配置することにより、小学校と中学校の教職員で、学習内容や指導法などの共通理解ができました。

##### ② 個に応じた教育的支援を実施する

- ・群馬県スクールカウンセラー活用事業を活用し、学校の教育相談機能の充実や、いじめ・不登校に関する相談対応の充実、さらに家庭

環境の問題を抱える児童生徒への支援充実のため、協働体制をつくっています。さらに、深刻な事例や対応困難な問題行動等への支援に対応するためスーパーバイザーの活用もしています。

- ・ 小学校では、通級指導教室（通称：しゃくなげ教室）を設置し、それぞれの特性に応じた支援の必要な子どもについて、大部分の授業を在席している通常学級で受けながら、特別の教育課程としてその授業に加えて、一部の授業に替える形で、特性による学習面や生活面の困難を克服するための指導を受けることができます。通級指導教室では、子どもの自立を目指し、学校生活における困難さを改善・克服するため、一人ひとりの状況に応じた指導を行っています。令和6年度より、中学校でも「通級による指導」における巡回指導のモデル構築事業により、通級指導が受けられるようになりました。

## （２）人と環境にやさしい学校をつくる

### ①子どもたちの安全を確保する

- ・ 小学校新入学児童に、身に危険を感じたときなどの万一の際に、恐怖で声が出ない場合に大きな音で危険を周囲に知らせてくれるように「防犯ブザー」配布しています。
- ・ 学校での避難訓練や交通安全教室など計画的な安全教育の取り組みにより、児童生徒の安全意識の向上を図ることができました。
- ・ 学校施設や通学路の安全点検と整備を実施し、児童生徒の安全確保に努めました。
- ・ 「片品村教育委員会 スクールバス 安全運行マニュアル」を策定し、片品村教育委員会が運行を委託するスクールバスの正確かつ安全

安心な運行を図ること及びトラブル発生時の対応を定めています。さらに、スクールバスの児童生徒の置き去り事案がないよう、「車内点検サポートシステム」を全車に設置し、運行後の車内点検を徹底しています。

## **2 「確かな学力」を身に付ける**

### **(1) 基礎・基本を身に付ける**

#### **① 質の高い学習指導を推進する**

- ・ 小学校にマイタウンティチャー 1 名及び特別支援員 2 名を配置、中学校に特別支援員 1 名及び学校間連携等により技術・家庭等の専門教員を配置し専門性をいかした授業を実施し、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」の実現に向けた授業改善に取り組んでいます。

#### **② 学校力の向上を推進する**

- ・ 働き方改革による教職員の多忙化解消
- ・ 保護者連絡用アプリを更新することにより、児童生徒の出欠等朝の保護者からの電話対応の負担軽減をすることができました。さらに、保護者連絡をデジタル化することで、プリント配布にかかる時間的・金銭的コストを削減することができました。

### **(2) 学ぶ意欲を高める**

#### **① 読書環境を豊かにする**

- ・尾瀬じどう館図書室では、児童の成長段階に配慮した蔵書を充実させ、来館児童生徒へ呼びかけを行いました。また、子どもたちが集中して読書ができるための静かな空間、整頓された環境作りを行いました。
- ・学校における読書活動では、本の貸し出しをよりスムーズに行うため電子化の導入を図りました。令和 8 年度実施に向け整備強化に努めています。
- ・「片品村子ども読書活動推進計画」に基づき、地域ボランティア「読み聞かせの会」など家庭や地域・学校が相互に連携し協力できる支援体制を確立させました。また、読書週間期には、学年ごとに尾瀬じどう館図書室を利用し、現地にて 1 時間読書に取り組みました。

## ② 地域と連携した学校づくりを推進する

- ・学校支援センターの機能を生かした地域学校協働活動に取り組み、関係者間で連携・協力を図りながら、教職員だけではできない体験活動や子どもたちと地域の方との触れ合い活動等を実施しました。
- ・片小では、読み聞かせを行ったり、クラブ活動に地域の方を講師としてお招きして実施したりしました。また、かたしな子ども学校も地域の方の参画を得て実施しました。
- ・片中では、地域の事業所にお世話になって職業体験学習を行ったほか、書写の授業や総合的な学習の時間に地域の方にご協力いただいて、授業を行いました。
- ・令和 2 年度までの学校評議員制度に代わって、令和 3 年度から「学校運営協議会」を設置しており、今年度は協議会を年 4 回開催しま

した。委員を1名増員して、幅広い世代の意見を学校運営に取り入れていけるようにしました。

- ・文部科学省の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用し、教職員が対応しなければならない業務と教職員以外でも対応が可能なものを明確にし、教職員の業務負担を軽減することを目標に地域学校協働活動を生かした教職員の働き方改革を進めてきました。放課後や夏期休業中に様々なイベントを設定し、子どもたちに体験活動の場を用意することで、子どもたちの居場所づくりと、学校や保護者の負担を考慮した取組をしてきました。今後は、学校側とも協議しながら、さらなる教職員の業務負担軽減のためにできることを考えていきます。

### **3 「豊かな心」を育てる**

#### **(1) 豊かな人間性を養う**

##### **① 道徳教育を推進する**

- ・道徳教育やPTA活動では、例年開催している青少年健全育成中央会議は、村の様々な教育関係者（教育委員・子ども会長・PTA連協会長・育成推進員・学校長ほか）が委員を務め、子どもたちの健全育成を担う大人を対象とした研修の実施や、地域や学校の問題を話し合う貴重な場となっています。

本年度は、地域社会の役割に焦点をあてた講演を実施し、地域社会と子どもたちの関わりを考えるきっかけづくりを行いました。

##### **② 人権教育を推進する**

- ・片品村いじめ防止子ども会議で、小中学校での「いじめ防止活動」

についての成果を発表し、今後の課題等について話し合い、地域・学校に応じたいじめ防止活動の具体化を図り、学校・家庭・地域の連携強化を図ることができました。

## **(2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む**

### **① 家庭教育を支援する**

- ・ 小学校の就学時健診や中学校の入学説明会の機会を活用し、小学校入学を控えた子どもとのかかわり方について、また思春期の子どもの理解と対応について有識者に話をしてもらい「家庭教育の大切さ」について考える機会を提供することができました。

### **② 豊かな体験活動の充実を図る**

- ・ 国際化時代に対応した片品村の次代を担う本村中学生を対象に、異国の人々の生活文化に触れるとともに文化的な交流を深め、国際性豊かな人間の育成と友好親善を図ることを目的として、台湾彰化県（しょうかけん ※片品村と「友好協力に関する協定」締結）及び台北の現地中学校と海外交流事業実施しました。

## **4 「健やかな体」をつくる**

### **(1) 健康な体をつくる**

#### **① 健康・体力づくりを推進する**

- ・ 身体能力を向上させ、安全に児童が運動に取り組めるよう定期点検し老朽化等により安全基準に適合しない遊具の更新をしました。

- ・小中学校では体育の授業に「クロスカントリースキー」を取り入れ冬期の体力づくりを推進させました。
- ・小学校では全学年でスキー教室を実施しました。
- ・中学校では、群馬県の体力向上推進モデル校として体育授業及び休み時間等の取組の充実を目標に取組を行いました。

## ② 地域の特長を活かした食育を推進する

- ・学校給食では、郷土を理解するために片品産の食材を利用し、「片品の日」を実施しています。食文化継承のために「片品の日」の取り組みにより、伝統食や行事食を給食に取り入れることで、郷土を理解する機会を提供できました。

## (2) スポーツを振興する

### ① スポーツへの関心を高め活動を推進する

- ・スポーツ活動等推進体制は村内の主な社会体育推進団体として、片品村体育協会・片品村スポーツ推進委員会があります。現在の体制的には片品村体育協会が社会体育事業(スポーツイベント)を企画・立案し、片品村スポーツ推進委員会に運営協力していただき、スポーツ活動を推進しています。また片品村体育協会の中には8地区及び21のスポーツ競技団体があり、それぞれの団体独自で利根郡や群馬県の各種大会に参加したり、団体独自の大会を開催したり、競技練習等の活動を行っています。さらに各団体のスポーツ活動を支援するため、年度当初に各団体に対して活動助成金を支払っております。

片品村スポーツ推進委員会はスポーツイベントの運営・協力を行うとともに、スポーツ活動に対する自己研鑽を高めるため、関東ス

スポーツ推進委員研究大会や群馬県スポーツ推進委員研究大会、利根郡スポーツ推進委員連絡協議会等での研修会等に参加し、他市町村スポーツ推進委員との交流を図るとともに、広域的な協力・連携体制の構築に努めています。

- ・スポーツ事業の実績は5月25日（日）片品村地域交流ソフトボール大会（片品中校庭）⇒片品村体育協会主催で開催を予定していましたが、ガチンコリーグ3チーム41名、エンジョイリーグ6チーム82名の選手の申込がありましたが、前日からの雨天により、残念ながら中止となってしまいました。

7月27日（日）第4回片品村ウォークラリー大会（鎌田周辺）⇒片品村体育協会主催で開催しました。57組163名のご参加をいただきました。当日は雨が心配されましたが、朝から好天に恵まれ老若男女問わず幅広い年齢層の方々にご参加いただき、ウォーキングやスポーツを通して、様々な交流が活発に行われていました。参加者の方々からのアンケートからは「楽しかった！」「また来年もやってほしい」「チームで協力するのが楽しかった」等嬉しい声が多く聞かれました。

10月5日（日）第2回片品村地域交流スポーツ大会（片品小校庭）⇒片品村体育協会主催で開催しました。競技内容はしょうがいぶつりレーや玉入れ、大縄跳びや綱引き等、基本的にどなたでも参加可能な競技を行いました。また、オープン種目として片品保育園児のダンスや小中学生種目、おかしきょうそうなど子供たちが参加できる種目も組み入れ、家族でも参加しやすいイベントを目指しました。

このスポーツイベントは地区対抗のスポーツ行事の開催が難しくなっている中、スポーツを通じたチーム同士・住民同士の交流を促進することを目的に開催しています。20チーム・300名以上の方々にご参加いただき、大盛況のうちに終了することができました。家族・親族・友人・職場等様々な年齢層によって構成されたチームに参加していただき、スポーツを通して、世代間交流も活

発に行われ、楽しそうな笑顔がたくさんみられました。

参加者の方々からは「楽しかった！」「毎年やってほしい」「チームで協力して競技するのが楽しかった」等大変ありがたいご意見が多く聞かれました。

11月16日（日）第3回片品村ミニバレーボール大会（東小川体育館）⇒片品村体育協会主催で開催しました。スポーツを通じた地域交流の振興・推進を目的に開催されました。

当日は中学生～70代までの幅広い年齢層の方々から、24チーム・約160名の選手にご参加いただきました。参加者からは「大会に向けてチームで練習していたので、良い運動になった」、「スポーツイベントがあると良い交流の機会になるので今後も継続して実施してほしい」等大変嬉しいご意見を聞くことができました。

- ・スポーツ振興の今後については、少子高齢化や人口減少に伴い、地区対抗のようなスポーツ行事を開催することは難しくなっています。近年では「地区」から「片品村全体」へ見方を変え、スポーツを通して地域交流の振興・推進を目的とし、村民が自由に参加できるスポーツ行事を開催してきました。

開催を重ねるごとに地区単位で開催していた際には参加ができなかった方々にたくさん参加していただけるようになってきました。しかし、反対に地区でのまとまりや交流は薄れてきている部分もあるため、今後は「地域交流・自由参加」を基本とし継続しながらも、地区でまとまって参加できるようなスポーツイベントも協議・検討していきたいと考えております。

## ②公共体育施設の有効利用を図る

- ・片品村教育委員会が管理する公共体育施設は以下のとおりです。
  - (1) 片品村ジャンプ台
  - (2) 片品村弓道場

- (3) 片品村東小川体育館
- (4) 片品村土出人工芝グラウンド
- (5) 片品村土出体育館
- (6) 片品村花咲グラウンド
- (7) 片品村武尊根体育館
- (8) 片中格技場
- (9) 片中体育館
- (10) 片中卓球場
- (11) 片中校庭
- (12) 片中テニスコート
- (13) 片小体育館
- (14) 片小校庭

- ・使用頻度及び実績についてですが、全体的に各種体育館の使用頻度が非常に高くなっています。

特に7月～9月の宿泊施設（合宿）の繁忙期の体育館の使用頻度が非常に高く、ほとんど毎日予約が入っている状況です。

社会人野球・壮年ソフトボール等の活動が衰退気味であるため、片中校庭の使用頻度は年々減少しています。

ジャンプ台も条例上は公共体育施設と規定されているが、スキー大会等でも使用されないため、実際に使用することは不可となっています（整備に莫大な予算がかかるため）。

令和7年度は使用料の改定を行ったことにより前年に比べ収入金額は大幅に増加しました。

- ・公共体育施設を活用した社会体育事業は次のとおりです。

片品村地域交流ソフトボール大会 雨天中止 （片中校庭）

片品村地域交流スポーツ大会 約300名（片小校庭）

片品村ミニバレーボール大会 約160名（東小川体育館）

上記事業をそれぞれ開催し、有効に活用しました。

- ・施設の利用実績は次のとおりです。  
令和7年度より、使用簿の提出を受け、回数を把握しています。  
令和7年度 1,017回（令和8年1月15日現在）  
令和6年度 1,376回（令和7年3月末現在）
- ・施設使用料収入については年々増加傾向です。  
令和7年度実績（令和8年1月15日現在） 5,613千円  
令和6年度実績（令和7年3月31日現在） 3,913千円
- ・学校施設のゴミの持ち帰り忘れや、社会体育施設の電気の消し忘れなどの報告がありました。7月～9月の宿泊施設繁忙期はほぼ毎日使用しているため、使用料収入の実績は増加しました。
- ・令和7年度の利用実績は少し減少しましたが、宿泊施設（合宿等・村外）の利用も多く、施設使用料は増加しました。
- ・令和7年度より施設使用簿を活用して人数や使用目的の把握を行い、要望事項を記入できる欄を設け、施設の修繕等につなげています。
- ・利用マナーの推進、各種スポーツ・文化イベントの開催に力を入れていきたいです。

## 5 「ふるさと片品を愛する心」を育てる

### ① 地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する

- ・総合産業文化展を11月2日（日）・3日（月祝）の2日間開催しました。今年初の試みで、文化展開催期間中の2日（日）に、消費生活展を開催しました。また、文化協会書道部が中心となり書道教室の体験コーナーを設け、一般の方々に書道の体験をしていただき

ました。

- ・村指定文化財の一つである「永井流養蚕伝習所実習棟」は、花の駅（花咲地区）にレプリカを展示中の「永井いと像」と共に、文化庁が認定する日本遺産「かかあ天下ーぐんまの絹物語ー」の構成文化財となっています。絹産業の歴史を伝える貴重な資料を後世に伝えると共に、地域振興を促進するため、今後も県や関係市町村と連携した取り組みを行っていきます。

## ② 豊かな自然を活かした環境教育を推進する

- ・尾瀬を始めとする豊かな自然環境に恵まれている立地条件を活用して環境教育を実施しています。
- ・小学校（中学年）では、「日光白根」登山を通し自然観察やゴミ拾いを行うなど環境美化への意識を図りました。
- ・中学校では、「武尊山」登山を実施しブナ林によって形成される豊かな生態系を観察し地域の自然について学ぶことができました。さらに、県内小中学校を対象とした「尾瀬ネイチャーラーニング」を実施し、尾瀬の自然環境・環境資源の魅力を生かした学びや体験による、「総合的な学びの育成」を図りました。

## （6）「人のつながりを大切にした学びあい」を進める

### ① 子どもたちの居場所づくりの充実を図る

- ・放課後の子どもたち（小学生）の居場所づくりとして、「かたしな子ども学校事業」を実施しました。協働活動推進員を配置し、学校や児童館と連携しながら火～金曜日の放課後に実施しました。

- ・放課後の子どもたちのよりよい活動のために、活動内容や活動場所等を見童館と相談しながら工夫して活動に取り組みました。
- ・今年度は10日間かたしな子ども学校「夏休み教室」を実施しました。絵画教室や親子調理教室、ぶちづくりなど、6つの体験プログラムを実施しました。1年生から6年生まで延べ128名の児童に参加していただきました。
- ・今年度は、地域の方に講師としてご協力いただいている「あつまれ！えいごチャレンジ」の他、「ものづくり教室」が実施できました。
- ・毎月1回、関係者による運営会議を開催し、活動についての話し合いや情報交換を行いながら事業が充実するよう努めました。

## ②文化・芸術活動を推進する

- ・芸術文化を振興するため、文化展や芸能発表会等を開催し地域の芸術文化活動の育成・支援に取り組みました。また、文化の向上及び文化活動の発展に貢献した人に対して表彰を行いました。

### ①村民文化の振興

#### (1) 芸術文化活動の推進

- ア 村の補助金を活用した芸術文化団体への支援
- イ 文化協会加入団体の育成・支援
- ウ 文化展や芸能発表会等の開催
- エ かたしな音楽祭の支援
- オ かたしな句集の発刊
- カ 文化協会だより「水芭蕉」の発刊

## ③生涯学習を推進する

- ・片品村文化財めぐり

公民館講座として、村内にある文化財を四街道に分けて作成したパンフレットを基に文化財めぐりを実施しています。近隣市町村民との交流を図り、片品村の文化財を再認識してもらうために有効な活用に努めます。

今年度は「片品村の古道や水害阻止と知恵者たちの足跡をたどる尾瀬街道の旅」と題して実施し、村内外から20名の参加がありました。

- ・かたしな映画会

映画の日として制定された12月1日の前後で、上映日を設定し、文化センターにおいて開催しています。子どもから高齢者まで楽しんでもらえる作品を選び上映を行っています。幅広い年代に楽しんでもらえる作品選びは難しい部分もありますが、今後も住民のニーズにあった映画を上映するよう、また、多くの村民に鑑賞していただけるよう努めていきます。

## 【資料】

### 事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施方針

平成21年2月10日

片品村教育委員会

(趣旨)

第1 この実施方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき、片品村教育委員会（以下「教育委員会」とい。）が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）について定める。

(点検・評価の対象)

第2 点検・評価の対象は、本年度に管理及び執行した事務のうち、別紙に掲げる事項とする。ただし、片品村教育振興基本計画が策定された後は、片品村教育振興基本計画に掲げられた事務を点検・評価の対象とする。

(実施時期)

第3 点検・評価は、毎年度実施する。

(資料の整理)

第4 点検・評価に資するため、事務局（法第18条に定める事務局をいう。以下同じ）は必要な資料を整理する。

(点検・評価の実施方法)

第5 点検・評価は、教育委員会議（片品村教育委員会会議規則第2条で定める会議をいう。以下同じ）で行う。

2 教育委員会は、法第26条第2項に定める学識経験者の知見を活用するため、教育に関し学識経験を有する者に教育委員会会議に出席を求め、又は、書面により意見の聴取を行うものとする。

(公表等)

第6 教育委員会は、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを片品村議会に提出するとともに公表する。

(庶務)

第7 点検・評価に関する庶務は、教育委員会事務局総務係において行う。

## 【別紙】

- 1 「安心・安全に学べる環境」をつくる
  - (1) 心穏やかに学べる環境をつくる
    - ①保・小・中の一貫性のある教育を実現する
    - ②個に応じた教育的支援を推進する
  - (2) 人と環境にやさしい学校をつくる
    - ①子どもたちの安全を確保する
- 2 「確かな学力」を身に付ける
  - (1) 基礎・基本を身に付ける
    - ①質の高い学習指導を推進する
    - ②学校力の向上を推進する
  - (2) 学ぶ意欲を高める
    - ①読書環境を豊かにする
    - ②地域と連携した学校づくりを推進する
- 3 「豊かな心」を育てる
  - (1) 豊かな人間性を養う
    - ①道徳教育を推進する
    - ②人権教育を推進する
  - (2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む
    - ①家庭教育を支援する
    - ②豊かな体験活動の充実を図る
- 4 「健やかな体」をつくる
  - (1) 健康な体をつくる
    - ①健康・体力づくりを推進する
    - ②地域の特長を活かした食育を推進する
  - (2) スポーツを振興する
    - ①スポーツへの関心を高め活動を推進する
    - ②公共体育施設の有効利用を図る
- 5 「ふるさと片品を愛する心」を育てる
  - ①地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する
  - ②豊かな自然を活かした環境教育を推進する
- 6 「人のつながりを大切にしたい学びあい」を進める
  - ①子どもたちの居場所づくりの充実を図る
  - ②文化・芸術活動を推進する

## 令和7年度 片品村教育行政方針

### － 楽しく学び 明るく鍛えあい 豊かな心を育む 片品教育 －

#### I 基本理念

片品村は、「生きる力」を育むため、目指す教育の姿として今までの基本理念である「楽しく学び・明るく鍛えあい・豊かな心を育む 片品教育」を掲げました。

- ・物事を理解する手段を獲得するために、「知ることを学ぶ」こと
- ・自己が置かれた環境の中で創造的に行動するために、「為すことを学ぶ」こと
- ・社会の営みに参画し協力するために、「(他者と)共に生きることを学ぶ」こと
- ・この三つの学びから導き出される、「人間として生きることを学ぶ」こと

#### II 基本施策

基本理念の実現を目指して「かたしなの教育」では、次の基本施策を定めました。

- 1) 「安心・安全に学べる環境」をつくること
- 2) 「確かな学力」を身に付けること
- 3) 「豊かな心」を育てること
- 4) 「健やかな体」をつくること
- 5) 「ふるさと片品を愛する心」を育てること
- 6) 「人のつながりを大切にした学びあい」を進めること

#### III 取組の柱

- 1) 「安心・安全に学べる環境」をつくる
  - (1) 心穏やかに学べる環境をつくる
    - ①保・小・中の一貫性のある教育を実現する
    - ②個に応じた教育的支援を実施する
  - (2) 人と環境にやさしい学校をつくる

①子どもたちの安全を確保する

## 2) 「確かな学力」を身に付ける

(1) 基礎・基本を身に付ける

- ①質の高い学習指導を推進する
- ②学校力の向上を推進する

(2) 学ぶ意欲を高める

- ①読書環境を豊かにする
- ②地域と連携した学校づくりを推進する

## 3) 「豊かな心」を育てる

(1) 豊かな人間性を養う

- ①道徳教育を推進する
- ②人権教育を推進する

(2) 学校と家庭・地域が協力して取り組む

- ①家庭教育を支援する
- ②豊かな体験活動の充実を図る

## 4) 「健やかな体」をつくる

(1) 健康な体をつくる

- ①健康・体力づくりを推進する
- ②地域の特長を活かした食育を推進する

(2) スポーツを振興する

- ①スポーツへの関心を高め活動を推進する
- ②公共体育施設の有効利用を図る

## 5) 「ふるさと片品を愛する心」を育てる

- ①地域の伝統と文化の価値を再発見し継承する
- ②豊かな自然を活かした環境教育を推進する

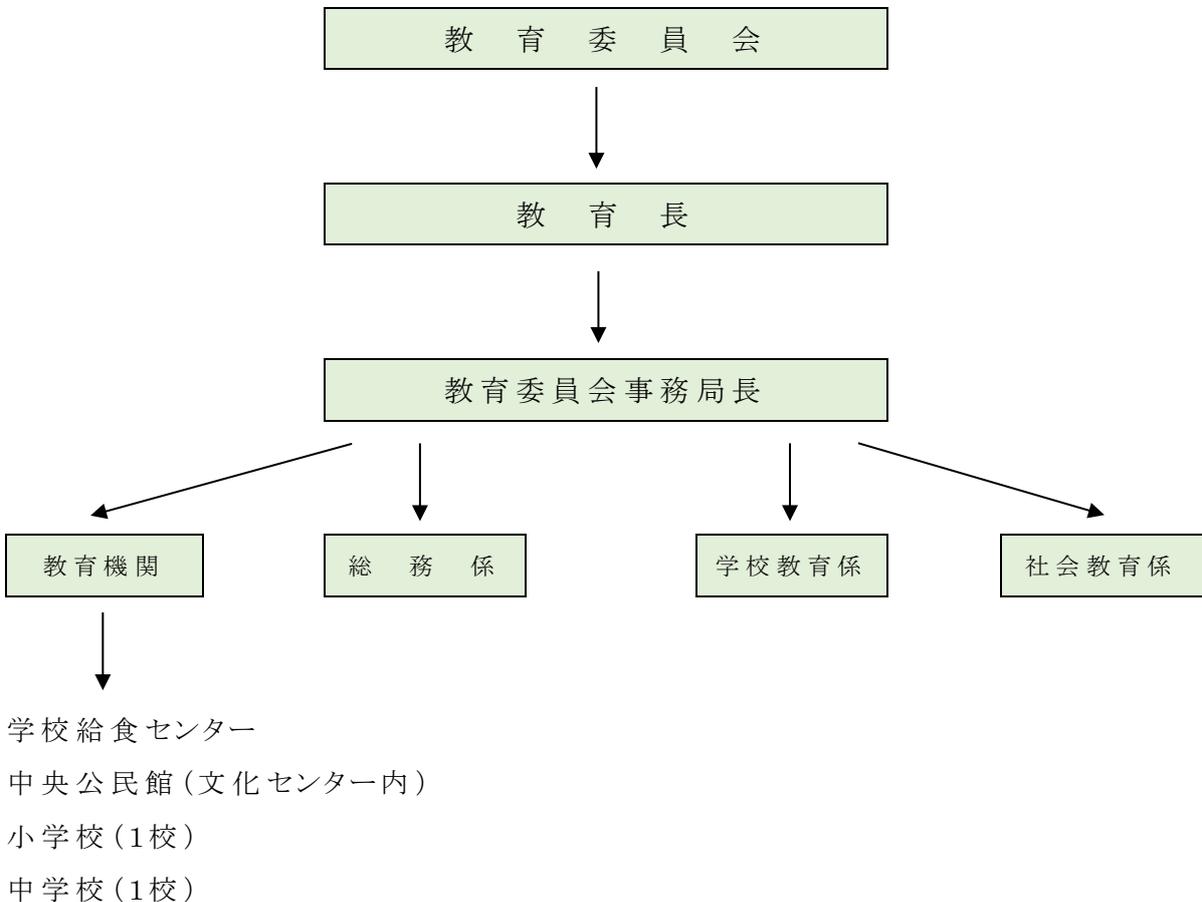
## 6) 「人のつながりを大切にした学びあい」を進める

- ①子どもたちの居場所づくりの充実を図る
- ②文化・芸術活動を推進する
- ③生涯学習を推進する

## 1 教育委員会委員

職名	氏名	任期
教育長	萩原 明富	令和5年4月1日～ 令和8年3月31日
教育長職務代理者	大竹 光一	令和7年4月1日～ 令和11年3月31日
委員	星野 幸一	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日
委員	永井 清香	令和5年4月1日～ 令和9年3月31日
委員	横坂 エツ子	令和6年4月1日～ 令和10年3月31日

## 2 教育委員会の組織



### 3 公立学施設

#### (1) 小学校

(令和8年3月1日現在)

学 校 名	開 設 年 月	児 童 数
片品小学校	明治25年4月	101人

#### (2) 中学校

(令和8年3月1日現在)

学 校 名	開 設 年 月	生 徒 数
片品中学校	昭和22年4月	69人

令和 7（2025）年度

教育委員会の点検・評価報告書

【令和 7 年度事業】

発行 令和 8 年 3 月

編集 片品村教育委員

〒 3 7 8 - 0 4 1 5

群馬県利根郡片品村大字鎌田 3 9 8 2 番地

T E L            0 2 7 8 - 5 8 - 2 1 4 4

F A X            0 2 7 8 - 5 8 - 4 6 1 1

U R L            <http://www.vill.katashina.gunma.jp>